

国外（日本以外の国）へ転出（住所を変更）するとき

1 転出をやめたときの手続き

転出届を提出すると、国外へ転出する予定の日から芦屋市に住民登録がなくなります。国外への転出をやめたときは、転出をやめる全員のパスポートを市民課へ持っていき、手続きをしてください。

2 住民票などの交付

・転出する予定の前日までは、住民票や印鑑登録証明書などを受けとることができます。次のものを市民課に持ってきてください。

- ・住民票が必要なとき：パスポート
- ・印鑑登録証明書が必要なとき：パスポートと印鑑登録証

・転出届を提出したあとは、コンビニでマイナンバーカード（個人番号カード）を利用して証明書を発行することができなくなる場合があります。

・転出する予定の日から、住民票の写しは除票（住民登録を消した記録）になります。また、印鑑登録証明書の発行はできません。

3 帰国（日本へ再入国）してからの転入届

帰国（日本へ再入国）した後、芦屋市に転入（住所を変更）するときは、芦屋市に住み始めてから14日以内に次のものを市民課に持ってきてください。

【市役所での手続き】詳しいことは、問い合わせ先に確認してください。

① 転入した全員のパスポート（日本に入国した日のスタンプがあるもの）

② 戸籍謄本、戸籍の附票（日本国籍の場合）（芦屋市が本籍地の場合はいりません）

③ 代理人（代わりの人）が手続きするときは、①、②以外に委任状も必要です。詳しくは市民課に確認してください。

4 自動化ゲートを利用した人

帰国（日本へ再入国）するときに自動化ゲートを利用した場合は、入国日の再入国スタンプ（証印）がありません。次のいずれかで日本へ再入国した日の確認をします。

① パスポートにある「日本国自動化ゲート利用希望者登録済」のスタンプ

② 日本へ再入国する直前に滞在していた国の出国スタンプの日付

③ 自動化ゲートを利用した人が日本へ再入国した日を伝える。

※日本へ再入国した後に、他の市に転入する人は、転入する市区町村に確認してください。

		芦屋市から国外へ転出するとき	問い合わせ	芦屋市に帰国したとき (転入手続きをした後)
①	通知カード、マイナンバーカード (個人番号カード)、住民基本台帳カードを持っている人	今持っているカードは使えなくなります。 市役所 北館 1階の6番窓口へ返納届を提出してください。	市民課 0797-38-2030	マイナンバーカード（個人番号カード）を受け取るためには、新しく申請が必要です。今持っているカードを持ってきてください。
②	小学生 中学生	海外で使う日本語の教科書は「公益財団法人海外子女教育振興財団」に確認してください。 (06-6344-4318)	教育委員会 管理課 0797-38-2085	教育委員会 管理課に来てください。指定校への就学通知書を渡します。帰国した日がわかるパスポートなども持ってきてください。

		<p>あしやし こくがい てんしゆつ 芦屋市から国外へ転出するとき</p>	<p>と あ 問い合わせ</p>	<p>あしやし きこく 芦屋市に帰国したとき てんにゆう てつづ あと (転入手続きをした後)</p>
③	<p>こくみんねんきん はい 国民年金に入 っている人</p>	<p>こくみんねんきんだい ごうひ ほけんしや がくせい じえいぎょう ひと 国民年金第1号被保険者(学生、自営業の人な しゆつこく ばあい てんしゆつ よてい ひ よくじつ ど)が出国する場合、転出する予定の日の翌日 こくみんねんきん しかく に国民年金の資格はなくなります。 ただし、ねんきん つづ はい ひと にんいかにゆう ただし、年金に続けて入りたい人は、任意加入 ほけんりょう ほんら つづ (保険料を払い続ける)ができます。 こくない にほん きょうりよくしや しんぞく 国内(日本)に協力者(親族)がいるときは、 ねんきんたんとうまどぐち てつづ こくない 年金担当窓口で手続きをしてください。国内 にほん きょうりよくしや しんぞく (日本)に協力者(親族)がいないときは、 にしのみやねんきん じむしょ かくにん 西宮年金事務所に確認してください。 にんいかにゆう ろうれい き そねんきんがく ふ ※任意加入すると、老齢基礎年金額を増やす ことができます。また、かいがい びょうき ことが出来ます。また、海外での病気やケガ、 しぼう しょうがい いぞく き そねんきん う と 死亡したときに、障害・遺族基礎年金を受け取 る ばあい ることができる場合があります。</p>	<p>しみんか 市民課 こくみんねんきん 国民年金 たんとう 担当 0797- 38-2036</p>	<p>にんいかにゆう ばあい 任意加入していない場合は、 てつづ ひつよう 手続きが必要です。 ねんきんてちょう いんかん も 年金手帳・印鑑を持ってきて ください。 にんいかにゆう ばあい 任意加入している場合は、 だい ごうひ ほけんしや へんこうとどけ 第1号被保険者への変更届が ひつよう 必要です。 ねんきんてちょう いんかん も 年金手帳・印鑑を持ってきて ください。</p>
	<p>こうてきねんきん 公的年金を じゆきゆう 受給している ひと 人</p>	<p>こくみん こうせい せんいんねんきん じゆきゆう ひと 国民・厚生・船員年金を受給している人は、 ねんきん じむしょ かくにん 年金事務所に確認してください。 きょうさいねんきん じゆきゆう ひと きょうさいくみあい 共済年金を受給している人は、共済組合に かくにん 確認してください。</p>		<p>こくみん こうせい せんいんねんきん じゆきゆう 国民・厚生・船員年金を受給し ている人は、ねんきん じむしょ 年金事務所に かくにん きょうさいねんきん 確認してください。共済年金 を受給している人は、きょうさい じゆきゆう ひと きょうさい 組合に確認してください。</p>
④	<p>じどうてあて う 児童手当を受 けている人 (こうむいんがい 公務員以外)</p>	<p>じどうてあて う ひと しゆつこく ばあい 児童手当を受けている人が出国する場合、 てんしゆつ よてい ひ じゆきゆうしかく てあて 転出する予定の日に受給資格(手当をもらえ ること)がなくなります。(手当は出国予定の つき ぶん う と 月の分まで受け取ることができます。) たんしんふにん こ べつ せたい ひと 単身赴任など、子どもと別の世帯になる人は、 てつづ ひつよう ばあい かくにん 手続きが必要な場合があります。確認してく ださい。</p>	<p>こそだ 子育て すいしんか 推進課 0797- 38-2045</p>	<p>きこく あと あしやし じゆうみん 帰国した後、芦屋市の住民と なった日の翌日から15日 にち 以内に手続きをしてくださ い。ひつよう しょうらい こそだ すいしん 必要な書類は、子育て推進 か かくにん 課に確認してください。</p>
⑤	<p>じどうふようてあて 児童扶養手当 を受けている ひと 人</p>	<p>しかくそうしつとどけ てあて じょうけん 資格喪失届(手当をもらう条件がなくなるこ とをし しょうらい ていしゆつ とを知らせる書類)を提出してください。 てあて てんしゆつ よてい つき ぶん う と 手当は転出する予定の月の分まで受け取れま す。</p>	<p>こそだ 子育て すいしんか 推進課 0797- 38-2045</p>	<p>きこく あと さいい か こ 帰国した後、18歳以下の子 どもを育てている ひとりおや 家庭の人は、こそだ すいしん か 子育て推進課に そうだん 相談してください。</p>
⑥	<p>とくべつじどうふよう 特別児童扶養 手当を受けて いる人</p>	<p>しかくそうしつとどけ ていしゆつ 資格喪失届を提出してください。 てあて てんしゆつ よてい つき ぶん しきゆう 手当は転出する予定の月の分まで支給されま す。</p>	<p>しょう 障がい ふくしか 福祉課 0797- 38-2043</p>	<p>さいみまん しょう 20歳未満の障がいのある じどう しょういく ひと 児童を養育している人は、 しょう ふくしか そうだん 障がい福祉課に相談してく ださい。</p>
⑦	<p>ふくしいりょうひ 福祉医療費の じよせい えんじょ 助成(援助) を受けている ひと 人</p>	<p>つぎ ふくしいりょうひ じよせい う ひと 次の福祉医療費の助成を受けている人は、 いりょうじゆきゆうしやしょう かえ 医療受給者証を返してください。 しょうがいしやいりょうひ こうれいしょうがいしやいりょうひ にゆうようじとう 障害者医療費、高齢障害者医療費、乳幼児等 いりょうひ いりょうひ ぼしかていとういりょうひ 医療費、こども医療費、母子家庭等医療費、 こうれいきい こうじよせい 高齢期移行助成</p>	<p>しゃかいふくしか 社会福祉課 ふくしいりょうがかり 福祉医療係 0797- 38-2076</p>	<p>こくがい てんしゆつとどけ ていしゆつ 国外への転出届を提出する まえ かくにん しりょう 前に、確認することや、資料が ひつよう ばあい しゃかい 必要な場合があります。社会 ふくしか かくにん 福祉課に確認してください。</p>

		あしやし こくがい てんしゆつ 芦屋市から国外へ転出するとき	と あ 問い合わせ	あしやし きこく 芦屋市に帰国したとき (てんにゆうてつづ あと 転入手続きをした後)
⑧	こうきこうれいしゃ 後期高齢者 いりようせいど はい 医療制度に入 っている人	だつたい せいど てつづ ひほけんしゃしょう かえ 脱退(制度をやめる)の手続きをして、被保険者証を返 してください。 また、後期高齢者 医療保険料の精算(お金を けいさん けいさん 計算してもらい、払ったり、受け取る)をし てください。	ほけんか 保険課 こうきこうれいしゃ 後期高齢者 いりようがかり 医療係 0797- 38-2037	できるだけ早く制度に入る てつづき 手続きをしてください。必要 なものは保険課に確認してく ださい。
⑨	こくみんけんこうほけん 国民健康保険 に入っている ひと 人	だつたい てつづ ひほけんしゃしょう かえ 脱退の手続きをして、被保険者証を返してく ださい。また、こくみんけんこうほけんりよう せいさん かね 国民健康保険料の精算(お金を けいさん けいさん 計算してもらい、払ったり、受け取る)をし てください。 ※転出する予定の日から、保険証は使えませ ん。	ほけんか 保険課 ほけんがかり 保険係 0797- 38-2035	しょくば ほか けんこうほけん はい 職場など他の健康保険に入る ひとがいはい、こくみんけんこうほけん はい 人以外は、国民健康保険に入 る手続きをしてください。被 ふようしゃ ひと てつづき 扶養者の人も手続きをしてく ださい。印鑑を持ってきてく ださい。
⑩	かいごほけん はい 介護保険に入 っている人	ひほけんしゃしょうなど かえ 被保険者証等を返してください。 また、かいごほけんりよう せいさん かね けいさん 介護保険料の精算(お金を計算しても らい、払ったり、受け取る)をしてください。	こうれいかいごか 高齢介護課 かんにがかり 管理係 0797- 38-2046	あたら ひほけんしゃしょう うと 新しい被保険者証を受け取 る手続きをしてください。
⑪	あしや 芦屋ナンバー のプレートの 付いたバイク (125cc以下) を持っている ひと 人	とうろく てつづき 登録をなくす手続きをしてください。 も も 持っているもの:ナンバープレート・登録票・ いんかん 印鑑	かぜいか 課税課 かんにがかり 管理係 0797- 38-2015	ナンバープレートを発行しま す。廃車証明書・印鑑・本人 かくにんしよるい も 確認書類を持ってきてくださ い。必要なものは、課税課に かくにん 確認してください。
⑫	じゅうみんぜい 住民税 (転出する年 の1月1日の じてん あしやし 時点で芦屋市 に住所がある ひと 人)	がつついたち あしやし じゅうしよ ひと かいがい ・1月1日に芦屋市に住所がある人は、海外に てんしゆつ とし あしやし じゅうみんぜい おさ 転出してもその年は芦屋市に住民税を納め にほん す のうぜいつうちしよ う ます。日本に住んでいて、納税通知書を受け と ひと のうぜいかんにん 取ることができる人を「納税管理人」とし て申請してください。 いま じゅうみんぜい きゆうよ ひ ひと ・今まで住民税が給与から引かれていた人も てつづ ひつよう 手続きが必要です。 のうふしよ さき わた ばあい ・納付書を先に渡すことができる場合もあり くわ かぜいか そうだん ます。詳しくは課税課まで相談してくださ い。	かぜいか 課税課 しみんぜいがかり 市民税係 0797- 38-2016	こくがい てんしゆつ まえ のうぜい 国外に転出する前に、納税 かんにん き ばあい 管理人を決めていた場合は のうぜいかんにんはいしとどけ ていしゆつ 「納税管理人廃止届」を提出 してください。
⑬	こていしさんぜい 固定資産税 (1月1日の じてん あしやし 時点で芦屋 市内に固定 しさん も 資産を持って いる人)	のうぜいかんにんにんしんこくしよ ていしゆつ 「納税管理人申告書」を提出してください。 にほん す のうぜいつうちしよ う と 日本に住んでいて、納税通知書を受け取るこ とができる人を「納税管理人」として届けて ください。 くわ かぜいか そうだん 詳しくは課税課まで相談してください。	かぜいか 課税課 こてい 固定 しさんぜいがかり 資産税係 0797- 38-2017	こくがい てんしゆつ まえ のうぜい 国外に転出する前に納税 かんにん せつてい ばあい 管理人を設定している場合は のうぜいかんにんはいしとどけ のうぜい 「納税管理人廃止届(納税 かんにん どうろく しよるい 管理人の登録をなくす書類)」 ていしゆつ を提出してください。